

2020年7月6日  
一般財団法人日本規格協会

### 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該 JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1～別添 2 の JIS案作成対象テーマについて、制定又は改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

2020年7月6日  
一般財団法人日本規格協会

## 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C62610-2	電気及び電子装置用きょう体の熱管理 - 第2部:屋内キャビネットの強制空冷構造の決定方法	Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 2: Method for the determination of forced air cooling	この規格は、機器の強制空冷の能力とエアフローの方向、及び収納するキャビネットの排気的能力などを勘案して、適切な空冷構造の決定方法を規定するものである。キャビネット内に収納する機器(サーバー)は大半が強制空冷による冷却を採用している。現状では各種のサーバーやネットワーク機器は組み合わされて1台のキャビネットに收容される場合が多く、こうした場合には、強制空冷の吸気と排気を一定方向に整合し、吸排気的能力を整合することによって適切な冷却が可能となる。しかしながら、従来はサーバーやネットワーク機器のメーカーが任意に空冷方法とエアフローをデザインしてきたため、キャビネットとその内部の機器のそれぞれの吸排気的能力とエアフローを整合させることができにくい状況があった。このため、機器の強制空冷の能力とエアフローの方向、及び収納するキャビネットの排気的能力などを勘案した、適切な空冷構造を決定できる方法を標準化することが重要であるとの認識が高まり、我が国からの提案を受け、IEC 62610-2:2018が発行された。今回、我が国が提案した国際規格を国内に早期に普及するため、JISを制定する必要がある。	制定によって、キャビネット内での強制空冷の最適化設計及びその実施が促進され、データセンター及び通信システムの構築において、設計品質の改善、生産性の向上及び省エネの推進などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 温度条件 5. キャビネットの強制空冷能力のエアフローの仕様を決定するためのフローチャート 6. キャビネットのサーバーールームへの配置と推奨エアフロー	TS C 62610-2	IEC 62610-2:2018 Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 2: Method for the determination of forced air cooling	IDT	第2条の該当号: 第1号(構造)  対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月
JSA	06 電子	制定	C62610-5	電気及び電子装置用きょう体の冷却性能	Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 2: Method for the determination of forced air cooling	この規格は、電気及び電子機器用きょう体の内で、屋内に設置される空冷方式のキャビネットについて、その冷却性能を概算する方法を規定するものである。これまで、市販されている標準寸法の汎用のキャビネットについては、内部に収納した機器に対する冷却性能の評価方法及び評価基準が標準化されていないことから、キャビネットを用いるシステムをデザインする場合、経験則や製造業者によるデータに頼るほかなかった。このため、高性能化した電気及び電子機器があらゆる設置場所、設置環境で利用されるようになった現状から、我が国からの提案に基づき、冷却性能の概算方法についての国際規格(IEC 62610-5)が2016年に発行された。電気及び電子機器用きょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進などを図るため、我が国が提案した国際規格のJISを制定する必要がある。	制定により、キャビネットの冷却性能が適切に評価されるようになり、このことにより、電気及び電子機器用きょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進に資することが期待でき、また、電気電子機器用標準キャビネットを用いたシステムでの冷却の最適化が進むことから、省エネの推進に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 冷却方法の分類 5. 冷却性能 6. 計算方法の技術的根拠とシミュレーションによる妥当性の検証(附属書として記載)	IEC 62610-5:2016 Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 5: Cooling performance evaluation for indoor cabinets	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能)  対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C62610-6	電気及び電子装置用きょう体の熱管理—第6部:屋内キャビネットのエア再循環とバイパス	Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 Series - Part 6: Air recirculation and bypass of indoor cabinets	この規格は、電気及び電子機器用のきょう体の内で、屋内に設置される空冷方式のキャビネットについて、キャビネット内の冷却エアフローの品質指標である、再循環率とバイパス率の測定方法を規定するものである。 電気及び電子機器用のキャビネットの冷却エアフローの評価では、キャビネットの構造、アクセサリ、搭載する機器の設置方法などの影響で、エアフローの再循環及びバイパスが発生し、冷却エアフローの特性値に差異が生じていたため、これらのばらつき要因を適切に管理することが重要になった。 しかしながら、個別のキャビネットや、小規模なシステム構築におけるエアフローの再循環とバイパスについては、それらを定量化して評価する方法が標準化されていなかったため、高性能化した電気及び電子機器があらゆる設置場所及び設置環境で利用されるようになった現状から、この評価方法の国際規格(IEC 62610-6)が2020年に発行された。 電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進などを図るため、我が国が提案した国際規格のJISを制定する必要がある。	制定により、キャビネットの冷却エアフローの再循環とバイパス率が適切に評価されるようになり、このことによって、電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進に資することが期待でき、また、電気電子機器用標準キャビネットを用いたシステムでの冷却の最適化が進むことから、省エネの推進に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 再循環レベル 5. 再循環率とバイパス率の決定 6. 測定方法 附属書A タミ熱負荷による循環率の測定方法	IEC 62610-6:2020 Mechanical structures for electrical and electronic equipment - Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series - Part 6: Air recirculation and bypass of indoor cabinets	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法)  対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	

## 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2020年7月6日  
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C2570-2	直熱形NTCサーミスタ第2部:品種別通則-表面実装形NTCサーミスタ	Directly heated negative temperature coefficient thermistors - Part 2: Sectional specification - Surface mount negative temperature coefficient thermistors	この規格は、自動車を始めとする電気・電子機器の温度センサとして広く用いられている表面実装形NTCサーミスタの品種別通則である。対応国際規格であるIEC 60539-2が我が国からの提案を受け、実態に沿ったカテゴリ上限温度、極小寸法などの事項を追加するため、2019年に改訂された。 JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した内容とするため、改正する必要がある。	改正によって、国際規格との整合化を図られ、市場の実態に即した内容になることにより、表面実装形NTCサーミスタの取引の円滑化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・カテゴリ上限温度について、現行の155℃を上回る175℃,200℃,250℃,315℃及び400℃を追加する。 ・寸法)に、現行の0603Mを下回る極小の0402Mの寸法を追加する。 ・電極(端子部)について、電極構造2種類を追加し、これに伴い図5を修正する。また、新たな電極構造2種類並びに図6及び図7を追加する。 ・定格ゼロ負荷抵抗値の許容差に、現行の±1%よりも小さい±0.5%を追加する。		IEC 60539-2:2019 Directly heated negative temperature coefficient thermistors - Part 2: Sectional specification - Surface mount negative temperature coefficient thermistors	IDT	第2条の該当号: 第1号(品質)  対象事項: 表面実装形NTCサーミスタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月
JSA	06 電子	改正	C5101-16	電子機器用固定コンデンサ第16部:品種別通則-固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流通コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 16: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric DC capacitors	この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ第1部:品目別通則)を親規格とする固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流通コンデンサの品種別規格である。 近年、このコンデンサに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発及び技術進歩が目覚ましいが、一方で環境変化に伴う使用環境での品質確保が求められており、今回、高湿度動作条件下での品質を確保する規定を追加するために、対応国際規格IEC 60384-16が2018年に改訂された。 JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した品質を確保する内容とするため、改正する必要がある。	改正によって、電子機器用コンデンサの高湿度動作条件下での品質向上が図られ公正な品質評価などに反映されることが期待できる。また、貿易障壁の除去に寄与することも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 高湿度動作条件下での高い安定性が必要な用途向けの耐湿度性グレード(附属書A)を追加する。 b) 引用規格の最新版を採用する。		IEC 60384-16:2018 Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 16: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric DC capacitors	IDT	第2条の該当号: 第1号(品質)  対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5201-1	電子機器用固定抵抗器—第1部:品目別通則	Fixed resistors for use in electronic equipment—Part 1:Generic specification	この規格は、全ての固定抵抗器(非巻線、ネットワーク、チップなどの品種別固定抵抗器)の品目別通則を規定している親規格である。 今回、対応国際規格であるIEC 60115-1が2020年に、固定コンデンサの品目別通則IEC 60384-1との整合を図るため、改訂された。 改訂された内容は、簡条構成、検査手順、試験方法、並びにこの規格の傘下にある品種別通則及びブランク個別規格で引用する用語である。JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した内容とするため、改正する必要がある。	改正によって、国際規格との整合が図られ、市場の実態に即した内容となることから、電子機器用固定抵抗器の品質評価の適正化に資するとともに、貿易障壁の防止に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義について用語の意味を改めるとともに、“laboratory temperature” “rated resistance”などの用語を新たに追加する。 ・最高温度での耐久性(7.3)で、周囲温度における負荷軽減曲線の考え方(MET “maximum element temperature”及びUCT “upper category temperature”)について、我が国からの提案を受け、対応国際規格に取り入れた文書に改める。		IEC 60115-1:2020 Fixed resistors for use in electronic equipment – Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能)  対象事項: 電子機器用固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月
JSA	06 電子	改正	C5381-12	低圧サージ防護デバイス—第12部:低圧電源システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準	Low-voltage surge protective devices – Part 12:Surge protective devices connected to low-voltage power systems – Selection and application principles	この規格は、低圧交流電源に接続するサージ防護デバイス(SPD)の選定方法及び適用基準を規定している。現行規格では、対応国際規格(IEC 61643-12)の2008年版と整合を図った規定となっているが、我が国の低圧電源システムに適応しない規定となっている。このため、対応国際規格が、我が国の低圧電源システムにSPDを適用するために必要な情報を追加し、改訂された。 このような背景から、最新の国際規格との整合を図り、かつ、我が国の低圧電源システムに適合したSPDの選定及び適用ができるように、改正する必要がある。	改正によって、我が国の低圧電源システムに適合したSPDの選定及び適用が可能となり、誤ったSPDの選定を防止することが可能になる。また、我が国の一時的過電圧値の記載により、安全なSPDの選定が可能になる。さらに、我が国で用いるSPD保護用のSPD分離器の記載により、安全なSPDの運用が可能になるため、規格改正の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・電源システムと一時的過電圧)について、我が国の電源システム、一時的過電圧値、及び我が国の一時的過電圧値の根拠を追加する。 ・SPD分離器のサージ耐量について、我が国で用いるSPD分離器を追加する。 ・SPDの試験方法について、低圧交流電源に接続するSPDの試験方法を最新のJIS C 5381-11(低圧サージ防護デバイス—第11部:低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法)と整合させる。 ・SPD故障時に生じる短絡電流の遮断協調)について、SPD及びSPD分離器の接続箇所の違いによる、SPD短絡故障時の電源システムの状態(保護対象機器に給電が継続される、又はされない)を追加する。		IEC 61643-12:2020 Low-voltage surge protective devices – Part 12: Surge protective devices connected to low-voltage power systems – Selection and application principles	IDT	第2条の該当号: 第2号(使用方法)  対象事項: 低圧サージ保護デバイス	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、カ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5381-331	低圧サージ防護デバイス用金属酸化バリスタ(MOV)の試験方法—名称変更の予定 【低圧サージ防護用部品—第331部:金属酸化バリスタ(MOV)の要求性能と試験方法】	Components for low-voltage surge protective devices - Part 331: Specification for metal oxide varistors (MOV)	この規格は、静電気放電対策用途から低圧電源用SPD用途に至るまで使用されているサージ防護用部品の金属酸化バリスタ(MOV)の規格である。対応国際規格であるIEC61643-331が、我が国からの提案を受け、新たに各電圧帯に応じた機種に対するバリスタ電圧値等の電気性能の明確化、MOVの故障の1要因である長期課題電寿命に対する加速劣化試験条件の引き上げ等、より信頼性を担保する条件に改訂された。このような背景から、国際規格との整合を図り、最新の技術実態に合わせた内容にするため、改正する必要がある。	金属酸化バリスタ(MOV)はサージ防護用部品として広範な用途に使用され、電気・電子機器の安全性確保に重要な部品である。特に最新の対応国際規格の改定においては内外の多数の著名な製造事業者の努力により、高い信頼性の担保と市場の実態に合わせた改正がなされたものであり、我が国においてもJIS化により早期に利用者への普及(標準採用)が期待される。 改正によって、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合化により市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)用語及び定義、並びに図記号について、ESD用SMDタイプ及び熱的保護付きMOVを追加する。 b) 機械的要求事項と材料について、MOVの物理的性質及び印字の規定をこの箇条に集約する。 c) 一般事項について、故障率及び試験環境条件を追加する。 d) 電気的要求事項(簡条7)において、表1及び表2に各MOVの電圧特性の対比表(バリスタ電圧、連続使用電圧及び制限電圧)を追記する。 e) 標準的設計品の試験基準(簡条8)において、バリスタ定格保証試験(8.4)の課題試験条件の見直し及びESD試験方法(8.5)を追加する。 f) 公称放電電流及び電流制限した一時的過電圧試験(簡条9)において、熱的保護付きMOV試験手順(9.1)、温度及び湿度サイクル試験の条件(9.2)、公称放電電流の試験手順(9.3)、熱的保護付きバリスタに対する電流制限した一時的過電圧試験の説明及び手順(9.4)、耐電圧試験(9.5)及び絶縁抵抗試験(9.6)を新たに追加する。 g) JIS C 5381-11 に規定するクラスI、II及びIIIのMOV試験(附属書A)において、JIS C 5381-11に沿って見直しして修正する。 h) IEC 61051で規定する電気機器用に用いるMOV(附属書B)、加速耐久性スクリーニング試験(附属書C)及び平均故障時間決定のための試験方法(附属書D)を新たに追加する。		IEC 61643-331:2020 Components for low-voltage surge protection - Part 331: Performance requirements and test methods for metal oxide varistors (MOV)	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能)  対象事項: 金属酸化バリスタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月
JSA	06 電子	改正	C5750-4-3	ディベンダビリティマネジメント—第4-3部:システム信頼性のための解析技法—故障モード・影響解析(FMEA及びFMECA) (現行名称:ディベンダビリティマネジメント—第4-3部:システム信頼性のための解析技法—故障モード・影響解析(FMEA)の手順)	Dependability management - Part 4-3: Analysis techniques for system reliability - Failure modes and effects analysis (FMEA and FMECA) (現行名称: Dependability management - Part 4-3: Analysis techniques for system reliability - Procedure for failure mode and effects analysis (FMEA))	この規格は、製品のための故障モード・影響解析(FMEA)並びに故障モード・影響及び致命度解析(FMECA)の適用に関する指針について規定したものである。制定後約10年が経過し、近年の技術の進歩に加え、不具合を予測して未然に防ぐ手段として、プラントや製造工程、医療関係等へと適用分野が広がっている。また、FMEAの用途は、信頼性だけでなく安全やヒューマンファクター、セキュリティリスクへと対象が拡大しており、市場の取引においても独自の解釈は重大な不都合につながる危険が大きくなっている。対応国際規格であるIEC60812においても、これらの状況に対応し適切な技法の適用を図るために、2018年に改正され、第3版として発行された。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場や技術の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合を図られるとともに、解析技法としてのFMEAの計画、実行及び報告に至るプロセスの標準ガイドを提供することが可能となり、工業製品以外への適用拡大、安全などを含めた総合信頼性(ディベンダビリティ)特性全般への活用、総合信頼性改善に関する企業の加速化などが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、FMEAは工業製品等の故障を予防し、改善を図ることを目的とするものであり、この規格は、その解析のステップ、実例を踏まえた計画、実行などに関する指針について規定するものであることを追加する。 ・方法(簡条5)において、工業製品に限らずユーザーニーズの多様化に対応するため、FMEAの計画、実行及び報告に関する項目ごとにその目的、技法等について規定する。 ・方法(簡条5)において、国際規格との整合を図るため、手順について、CCF、Human Factorなどの考慮すべき内容を拡大し、詳細なガイドを追加する。 ・附属書において、国際規格との整合を図るとともに、我が国の実態を踏まえて、多くの産業や総合信頼性特性への適用事例を追加する。		IEC 60812:2018, Failure modes and effects analysis (FMEA and FMECA)	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法)  対象事項: 通信機器、電子機器及びこれらの部品(補聴器、インターホン、低周波治療器、ヒューズ並びにこれらの関連機器及び部品を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6010-1	電気及び電子機器実装の機械的構造開発のためのモジュラーオーダー ー 第1部:基準規格	Modular order for the development of mechanical structures for electrical and electronic equipment practices - Part 1: Generic standard	この規格は、電気及び電子機器実装の機械的構造開発のためのモジュラーオーダーの基準を規定したものである。この規格の対応国際規格であるIEC 60917-1 Edition 1:1989は、電気及び電子機器実装の機械的構造を開発するための基準となるSI単位系で統一された寸法体系を規定したものであるが、この中では、機械的構造が、レベル1(プリント板とその付属部品の寸法)から、レベル4(ラック又はキャビネットの寸法)まであり、階層化して寸法の標準化を行っている。モジュラーオーダーとは、この階層構造の各レベルで、相互間の寸法の整合性が保たれるように三次元グリッド(格子)の寸法を割り当てることである。この基準規格に基づき、25mmグリッドを基本寸法とする構造規格(IEC 60917-2シリーズ)が制定されている。一方、インチ寸法系を含む構造規格(IEC 60297シリーズ)があり、さらには、屋外での用途に対応する保護きょう体の寸法と耐環境仕様を定めた規格(IEC 61969シリーズ)がある。このため、機械的構造に関連した規格が複雑化し、これらの規格の関連性及び位置付けが不明確になっている。このような背景から、IEC 60917-1はこれらの関連規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC 60297シリーズ及びIEC 61969シリーズ)の位置付け及び性能試験方法の規格群についての関連性を明確にするため、Edition 2として2019年9月に改訂された。このため、対応国際規格の改訂と同様、関連規格の位置付け及び関連性を明確にするため、JISを改正する必要がある。	改正によって、寸法構造の基準となるモジュラーオーダーの定義がより明確になり、また、その適用において関連規格との関連性が明らかになることから、機器開発におけるそれぞれの規格の適用が有効に行えるようになるとともに、機器の開発者のみならず利用者にとっても仕様の決定、機器の採用から運用に至る過程で関連規格の適切な利用が可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 1.規格名称について、「電子機器用ラック及びユニットシャーシのモジュラーオーダー 第1部:通則 モジュラオーダ概念」を、対応国際規格の名称に合わせて「電気及び電子機器実装の機械的構造開発のためのモジュラーオーダー ー 第1部:基準規格」に改める。 2.機械的構造(機構)の階層について、関連国際規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC 60297シリーズ及びIEC 61969シリーズ)の位置付けを明確にした階層の図版に改める。 3.電気及び電子機器の機械的構造の規格の利用のため性能試験規格群について、関連国際規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC 60297シリーズ及びIEC 61969シリーズ)の関連性を紹介する項目と図版を追加する。	IEC 60917-1:2019 Modular order for the development of mechanical structures for electrical and electronic equipment practices - Part 1: Generic standard	IDT	第2条の該当号: 第1号(形状、寸法、構造)  対象事項: 通信機器、電子機器及びこれらの部品(補聴器、インターホン、低周波治療器、ヒューズ並びにこれらの関連機器及び部品を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	
JSA	06 電子	改正	C61281-1	光ファイバ通信サブシステムー 第1部:通則	Fiber optic communication subsystems - Part 1: Generic specification	この規格は、光ファイバ通信サブシステムの通則について規定したものであり、すべての光ファイバサブシステムに共通している最小限の規格を形成している。この規格は、IEC 61281-1:1999を基礎として2010年に制定されたが、その後、産業構造は大きく変化し、GAFAに代表されるデータ活用プラットフォームによる高付加価値サービスを中心としたビジネスが産業界の担い手となりつつあり、価値の源泉となるデータセンターを形成するデータコム技術は、従来のテレコム技術に並んで重要なものとなっている。これらの諸情勢を受けて、対応国際規格がデータコム技術において重要となるエンサークルドブラックス、光合波器、光分波器などの用語を追加するため、2017年に改訂された。そのため、国際規格の改正と同様に、市場の実態に即した内容にするため、改正する必要がある。	改正によって、 1.テレコム、データコムの両産業において、光ファイバ通信サブシステムの開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待される。 2.これにより光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、日本の産業界が活性化すると期待される。 3.光ファイバ通信網をバックボーンとして、高速大容量の情報通信インフラ整備が容易になることで、Society 5.0の実現を促進できる。 4.その結果、日本が抱える少子高齢化対策、地方創生、防災等の社会課題の解決も促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1.用語及び定義において、近年の技術開発に対応して「増幅自然放光」、「ジッタ耐性」、「オブティカルタイムドメインフレクトメータ」、「偏波モード分散」、「Q値」、「波長選択分岐部品」等を追加するとともに、データコム市場の発展に対応して「エンサークルドブラックス」を追加する。 2.サブシステムの特性において、設計上の重要項目である「ジッタ耐性」、「光信号対雑音比」、「Q値」等を追加するとともに、より廉価な光増幅手段である「半導体光増幅器」の特性表を追加する。	IEC 61281-1:2017 Fibre optic communication subsystems - Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能)  対象事項: 光ファイバ通信サブシステム	法律の目的に適合している。	利点: アイウエオキ  欠点: いずれも該当しない。	—	1.国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年8月	

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C61300-2-46	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-46部:湿熱サイクル試験	Fiber optic interconnecting devices and passive components—Basic test and measurement procedures—Part 2-46: Tests—Damp heat, cyclic	この規格は、光ファイバデバイスの動作時、保管時及び輸送時に起こる可能性がある高湿度及び、温度変化に対する耐久性の測定手順について規定している。 この規格の対応国際規格は、光受動部品が電気・電子機器に組み込まれて使用されることがある実態に合わせるため、試験の際の温度制御範囲の変更や、試験を開始する際の安定化の詳細な条件、試験終了後の後処理の詳細な条件の追加、試験槽の条件についてのより詳細な規定の追加などのため、2019年に改訂された。これは、電気・電子機器の温湿度サイクル試験の国際規格IEC 60068-2-30と整合を取るものである。 このため、国際規格改正と同様、市場の実態に合わせるため、改正する必要がある。	改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1.試験槽の条件について、調整可能であるべき温度湿度範囲を具体的に定めるとともに、有効空間内のどの位置でも温湿度条件が均一であること、供試品が輻射熱をうけないようにすべきことなどを新たに定める。 2.手順について、サイクル試験に入る前に安定化を行う際と、サイクル試験後に室温状態に戻す際の、経過時間ごとの温度湿度範囲を新たに定める。 3.試験の厳しさの程度について、低温時の温度範囲が+25℃±2℃だったものを+25℃±3℃に、相対湿度を90%以上だったものを80%以上に改める。		IEC 61300-2-46: 2019 Fibre optic interconnecting devices and passive components — Basic test and measurement procedures — Part 2-46: Tests — Damp heat, cyclic	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年8月
JSA	06 電子	改正	C61760-4	表面実装技術—第4部:感湿性部品の分類、包装、表示及び取扱い	Surface mounting technology — Part 4: Classification, packaging, labelling and handling of moisture sensitive devices	この規格は、はんだの温度によって、MSL(感湿性部品の吸湿耐性水準)の分類方法、包装方法及び取扱い方法を規定したもので、部品業者及び実装業者間の取引上のトラブルを防止する上で重要な規格である。 今回、対応国際規格であるIEC 61760-4が、感湿性部品の分類、包装、表示及び取扱いに関連するリフロー条件などを追加するため、2018年に(Amendment 1)として、改訂された。 JISにおいても、国際規格との整合化を図り、市場の実態に即した内容とするため、改正する必要がある。なお、改正は、追補として発行することとする。	この追補の発行によって、受け渡し当事者間のトラブルがなくなるとともに、はんだ付け実装での実装不良の問題が減少し、また、結果として、電気・電子機器の末端でのトラブルが防止できることが期待できる。 その結果、多くの用途での電子部品・デバイスの安全な実装の波及効果が大きく、我が国の機器実装の信頼性向上につながることを期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)特別な部品に対する温度プロファイルの分類(において温度プロファイルの条件を改める。 b)リフローに関する規定を追加する。		IEC 61760-4:2015/AMD1:2018, Surface mounting technology — Part 4: Classification, packaging, labelling and handling of moisture sensitive devices	IDT	第2条の該当号: 第1号(種類)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月



# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6188	測定用光減衰器校正方法	Calibration of measuring optical attenuators	この規格は、測定用光減衰器の試験方法について規定したものである。光減衰器は、光信号レベルの調整等の目的で広く用いられる光受動部品であるが、種々の光測定で測定系の一部として使用されることから、これを光測定器として扱い、この規格で光減衰量等の測定法を規定している。これに対し、国際規格には光受動部品としての光減衰器の光減衰量の測定法を規定した規格(IEC 61300-3-14 "Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-14: Examinations and measurements - Error and repeatability of the attenuation settings of a variable optical attenuator")が存在し、これに対応国際規格としたJIS C 61300-3-14(光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験及び測定手順-第3-14部:可変光減衰器の減衰量の設定の誤差及び再現性測定)も2016年に制定され、この規格と重複した状態となっている。このため、JIS C 61300-3-14と重複規定をなくすとともに、国際規格との整合を図るため、改正する必要がある。一方、IEC 61300-3-14及びJIS C 61300-3-14では光減衰量の校正手順については特に規定していないため、その校正方法を標準化する必要がある。 また、この規格は、精度の算出式をJIS C 6183「光スペクトラムアナライザ試験方法」から引用しているが、2018年にJIS C 6183が改正され、測定精度が、従来の精度による表記から国際規格に準拠した不確かさによる表記に変更されたのに伴い、測定精度の表記を改める必要がある。	改正によって、JISの重複がなくなり、光減衰器の光減衰量の測定方法の国際規格との整合が図れるとともに、光減衰器の校正方法が明確化されることで、光部品等の製品開発促進及び生産の合理化並びに取引の公正化に資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1.適用範囲について、現状の適用範囲である光減衰器の試験方法のうち、光減衰量の校正に関わる部分以外を削除する。 2.校正条件について、試験条件の項目を、校正条件の項目に改める。 3.校正方法について、現状の規格の簡条5(試験の概要)及び簡条6(基準光減衰器を用いる減衰量精度試験)をまとめ、その内容を、従来の光減衰量の「試験方法」から「校正方法」に改める。		なし		第2条の該当号: 第4号(検定方法)  対象事項: 測定用光減衰器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ  欠点: いずれも該当しない。		2. 市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年8月
JSA	06 電子	改正	C6803	レーザー製品の安全-光ファイバ通信システムの安全	Safety of laser products - Safety of optical fiber communication systems	この規格は、光ファイバ通信システムのレーザー安全について規定している個別規格である。 この規格は2010年に発行された対応国際規格(IEC 60825-2)の第3.2版を基に2013年に改正されているが、各種のレーザー応用分野での安全規定の基となる規格(対応国際規格の親規格)であるIEC 60825-1が、近年の高出力レーザー機器の市場規模の拡大、人体の目及び皮膚に対する影響の新たな知見を反映し、2014年に改訂され、対応するこの規格の親規格(JIS C 6802)も2014年に改正された。現在、対応国際規格(IEC 60825-2)は、2014年改訂の対応国際規格の親規格(IEC 60825-1)及び近年の技術情報を反映させる必要性から、第4版の審議が進み、2020年半ばまでにFDISが回覧される予定である。 今回の対応国際規格(IEC 60825-2)の改正では、測定条件の変更など、最新情報を盛り込む変更が行われる予定であり、この規格でも、対応国際規格(IEC 60825-2)で見直された要求事項を取り入れ、最新技術情報を反映させるため、及びこの規格の親規格(JIS C 6802:2014)との整合を図るため、改正する必要がある。	親規格JIS C 6802(対応国際規格IEC 60825-1)の最新版との整合性を確保することで、規格間の整合性を確保し、業界の混乱を避けることができる。さらに対応国際規格における明確化された記載事項及び充実された計算例を導入することによって、ユーザの理解が促進され、取引の単純公正化及び市場のさらなる拡大に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①適用範囲について、単体機器に対し、JIS C 6802を適用するよう明記することで、個々のコンポーネント及びサブアセンブリに対する推奨事項を明確化する。 ②引用規格について、JIS C 6802:2014を引用する。 ③製造上の要求条件について、測定条件を追記する。被ばく放出限界の制限値に関する追加情報を記載する。ハザードレベルの決定に関し詳細に記載するため、現行附属書B(参考)に記載の表を4.9.4に移動する。 ④現行の附属書Fに記載のハザードレベルの決定に関する説明を附属書Bに移動する。 ⑤附属書D(参考)について、波長多重、多心光ファイバに対するハザードレベルの計算例を分かりやすく記載し、故障解析手法の説明を簡略化する。		IEC 60825-2:一*)、Safety of laser products - Part 2: Safety of optical fibre communication systems (OFCS) *)現在AFDIS、2020/6までにFDIS回覧予定。	IDT	第2条の該当号: 第1号(安全度)  対象事項: 光ファイバ通信システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年8月